

令和 8 年 9 月 2 5 日
法 務 省 民 事 局

任期付職員の募集について

法務省民事局では、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 2 5 号）に基づき、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（以下「ハーグ条約」といいます。）における中央当局が行うべき事務等を担当する任期付職員として弁護士の採用を予定しています。

募集要領は次のとおりです。

○ 募集要領

- 1 募集人員 1 名
担当分野 ハーグ条約における中央当局が行うべき事務等
外務省領事局関連国内法改正時の法的助言
- 2 採用形態 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律に基づき、常勤の国家公務員として採用
※国家公務員法（昭和 2 2 年法律第 1 2 0 号）に基づく守秘義務や兼職制限等が適用されます。
- 3 給 与 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律に基づき支給
※出張する際には出張旅費が支給されます。
- 4 勤 務 地 外務省領事局（東京都千代田区霞が関 2－2－1）
- 5 雇用期間 採用時期については応相談
（令和 8 年 1 2 月 1 日から 1 年間の予定（ただし、状況によっては更に延長の可能性あり））
- 6 勤務時間 原則として 9 時 0 0 分から 1 7 時 4 5 分まで
（週 5 日、土日祝日を除く）
- 7 担当事務

平成26年4月1日に、ハーグ条約が我が国との関係で発効するとともに、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（以下「実施法」といいます。）が施行されました。

実施法は、ハーグ条約を実施するための国内担保法を定めたものであり、我が国において子の返還及び親子交流に関する援助を行う中央当局を外務大臣（外務省）と指定し、その権限等を定めるとともに、国境を越えて不法に連れ去られるなどした子を元々居住していた常居所地国に返還するために必要な裁判手続等を定めたものです。

現在、ハーグ条約及び実施法に基づき、中央当局では、(1)国内における子の所在の特定、(2)紛争当事者間の合意による解決を促すためのあっせん、(3)他の締約国の中央当局との情報交換、(4)申請者に対する我が国の法制度に関する情報提供、(5)子の安全な返還の実現、(6)日本におけるハーグ条約実施状況の対外発信・理解促進、(7)ハーグ条約下でのDV事案への対応、(8)ハーグ条約非締約国に対する加盟の働きかけ(ハーグ条約の普遍化)等、重要な事務を多岐にわたって行っています。中央当局がこれらの事務を適正かつ迅速に行うためには、中央当局の中に国際的な家事紛争についての専門知識や実務経験を有する者を配置する必要があると、法務省からも、このような知識、経験を有する職員を外務省に出向させる必要があります。

また、中央当局の職員は、各国中央当局との協力によって案件の手続を迅速に進めるために、外国人と英語でのコミュニケーションを取る必要があります。英語による法的文書の読解と作成のほか、国境を越えた子の連れ去り等に起因する紛争の当事者である外国人に対応することも必要になりますので、高いレベル（例えば、TOEFL iBTで90～100程度）の英語力を備えていることが必要となります。

更に、外務省領事局では、領事局に関連する国内法の改正業務及びそれに伴う国会対応も担うことから、その際に法的な助言を行うための知見も必要となります。

このため、任期付職員には、ハーグ条約に基づく事案を含む国際的な家事紛争の実務に関する経験（おおむね5年以上）及び実施法その他関連する国内法に関する専門的な知識を有し、英語力にも優れた方の採用を希望します。

○ 応募方法等

1 応募方法

令和8年10月19日（月）までに法務省民事局総務課庶務係に履歴書及び業績目録を提出してください。

履歴書には、通常の記載事項に加えて、「本人希望記入欄」等に、勤務開始

可能時期及び勤務可能年数を記載してください。

なお、業績目録には、主要発表論文及び主要関与案件を記載してください。

今後の日程

令和8年10月19日（月） 応募（履歴書提出）締切

10月中旬までの間 書類選考、面接（面接日時等については、電話連絡）

2 問い合わせ先

法務省民事局総務課庶務係（担当 小林）

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

TEL 03-3592-4111